

1 2 月 定 例 教 育 委 員 会

参 考 資 料

(令 和 元 年 1 2 月 2 4 日)

議 案

- 第 2 号 丹波篠山市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(中央図書館)・・・1 頁
- 第 3 号 丹波篠山市多子世帯保育料軽減事業助成要綱の一部を改正する要綱の制定について
(こども未来課)・・・8 頁

協 議 事 項

- 第 1 号 「令和 2 年度丹波篠山の教育」(素案)について
(教育総務課)・・・19 頁

報 告 事 項

- 7 令和 2 年度からの食物アレルギー除去食対応について
(学校給食センター)・・・20 頁

丹波篠山市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

丹波篠山市立丹波篠山市民センター図書コーナーについて、台風や災害豪雨等が起こりうる場合に、現行の条例施行規則第 17 条では、開館時間の変更や臨時休館の判断を行うことができないため、図書館条例施行規則の一部改正する。

2 改正の内容

市民センター図書コーナーについて規定のある第 17 条に、第 5 項として「館長が特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる」を加える。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

○丹波篠山市図書館条例施行規則

平成14年12月10日

教委規則第9号

改正 平成15年10月21日教委規則第7号

平成16年3月25日教委規則第3号

平成20年12月11日教委規則第10号

平成21年3月23日教委規則第5号

平成24年6月11日教委規則第8号

平成29年2月9日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市図書館条例（平成14年篠山市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項について定めるものとする。

(開館時間)

第2条 丹波篠山市立中央図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、金曜日の開館時間は、午前10時から午後7時までとする。

2 教育長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、当休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に重なるときは、その翌日以降の最初の当該休日でない日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 図書館資料（以下「資料」という。）整理日として、毎月月末。ただし、当休館日が土曜日、日曜日に当たるときは翌月の第1火曜日、前3号に規定する休館日に重なるときは、その翌日

(4) 資料特別整理期間として、毎年春期1回2週間以内において、教育長が定める期間

2 教育長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(入館の制限)

第4条 図書館の館長（以下「館長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者については、その者の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある者
- (2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者
- (3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者
- (4) その他管理上必要な指示に従わない者

(利用者の遵守事項)

第5条 図書館の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内で、喫煙をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で、飲食をしないこと。
- (3) その他、図書館管理上支障となる行為、及び他の利用者に迷惑、又は不快感を与える行為をしないこと。

(損害賠償)

第6条 図書館の施設、設備又は資料等に損害を与えた者は、これを賠償しなければならない。この場合において、資料に損害を与えた者に対しては、指定する資料の代納又は相当の代価の弁済をもって、その賠償に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長がやむを得ない理由があると認める場合は、賠償させないことができる。

(個人貸出し)

第7条 個人貸出しを受けられる者は、次のとおりとする。

- (1) 丹波篠山市内に居住する者
- (2) 丹波篠山市内に通勤又は通学する者
- (3) 丹波市内に住所を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、館長が特に必要があると認める者

(個人貸出しの手続)

第8条 個人貸出しを受けようとする者は、図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を提示しなければならない。

- 2 利用者カードの交付を受けようとする者は、住所地を証明するものを提示して、図書館利用登録申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、提出しなければならない。

- 3 図書館利用登録申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

(利用者カードの紛失等)

第9条 利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。

- 2 利用者カードの再交付を受けようとする者は、所定の手続をし、再交付に要する実費を弁償しなければならない。
- 3 利用者カードが登録者本人以外によって使用され、損害が生じた場合、そ

の責めは登録者本人に帰するものとする。

(個人貸出資料数及び期間)

第10条 個人貸出しを受けることができる資料は、1人1回につき10点以内とする。

2 個人貸出しの期間は、貸出しの翌日から起算して2週間以内とする。

3 館長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、貸出数及び期間について増減することができる。

(継続利用)

第11条 資料の貸出期間終了後、引き続き利用しようとする者は、貸出期間終了前に資料を図書館に持参し、継続利用の手続をしなければならない。ただし継続利用は、特別の支障がない限り、最初の貸出期間終了日の翌日から2週間を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、相互貸借による資料及び他の利用者が既に予約を行っている資料は、継続利用ができない。

(貸出停止)

第12条 資料の返納期間内に返納しなかった者に対し、館長は一定期間資料の貸出しを停止することができる。ただし、館長が正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

(団体貸出し)

第13条 丹波篠山市内の学校、地域、職域その他の団体は、図書について、団体貸出しを利用することができる。

(団体貸出冊数及び期間)

第14条 団体貸出しを受けることのできる図書は50冊以内とし、貸出期間は1箇月以内とする。

2 館長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、冊数及び期間について増減することができる。

(準用)

第15条 団体貸出しの利用については、第8条及び第9条の規定を準用する。

(託送貸出し)

第16条 身体の障害等で来館が困難な者は、託送等による貸出しを受けることができる。

2 第1項の規定により個人貸出しを受けようとする者については、第10条第2項の規定にかかわらず、貸出し期間は1箇月以内とする。

3 託送貸出し等の利用に関する事項は、教育長が別に定める。

(市民センター図書コーナー)

第17条 丹波篠山市立丹波篠山市民センター図書コーナー（以下「市民セン

- ター図書コーナー」という。)の管理については、図書館の館長が行う。
- 2 市民センター図書コーナーの運営については、第1条、第4条から第15条まで、第19条、第20条、第22条から第25条まで、第30条及び第31条の規定を適用する。
 - 3 市民センター図書コーナーの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、日曜日の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。
 - 4 市民センター図書コーナーの休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 月曜日。ただし、当休館日が前号に規定する休日に重なるときは、当休館日及びその翌日以降の最初の当該休日でない日
 - (3) 第3条第1項第2号から同項第4号に規定する期間及び日
- (配本所)

第18条 丹波篠山市内の公共施設に配本所を設置し、個人貸出しを行うことができる。

- 2 貸出しの手続については、貸出申請書（様式第3号）に必要事項を記入し、利用者カードを添えて提出しなければならない。
 - 3 配本所で個人貸出しを受ける場合の貸出期間は、貸出申請者が配本所で資料の貸出しを受けた日から、開始するものとする。
 - 4 申請者が資料の貸出通知を受けた日から、5日間を経ても、正当な理由が無く配本所に資料を受取に来なかった場合、貸出しは取り消すものとする。
- (電子計算機等の使用による予約)

第19条 利用者は、電子計算機等を使用して、他に貸出し中の図書の予約をすることができる。

- 2 前項により、個人貸出しを受けることができる場所は、第16条の規定による貸出しを除き、図書館、市民センター図書コーナー又は各配本所に限る。
- (貸出しを許可しない資料)

第20条 次の資料は、館長が特に必要と認める場合を除き、館外の貸出しを許可しない。

- (1) 貴重な図書及び郷土資料
 - (2) 官報、公報及び新聞等の定期刊行物、マイクロフィルム及び電子資料
 - (3) 視聴覚資料のうち、DVDソフト
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定する資料
- (相談業務)

第21条 利用者は、資料の利用に関し相談又は軽易な調査を、直接図書館で、又は郵便及び電子計算機等を用いて依頼することができる。

- 2 郵送に要する費用は、利用者の負担とする。

(相互貸借)

第22条 館長は、利用者の申込みにより、他の図書館に資料の借受けを申込みることができる。

2 館長は、他の図書館に資料の貸出しをすることができる。

3 前2項の規定により行う資料の相互貸借について発生する費用については、利用者（前項の貸出しをしたときは他の図書館）の負担とする。

(資料の寄贈及び寄託)

第23条 資料を寄贈又は寄託しようとする者は、館長の承認を得て、これを行うことができる。

2 寄贈又は寄託を受けた資料は、特別の契約を締結したときを除き、図書館資料と同様に扱う。

3 資料の寄贈及び寄託の受入基準については、教育長が別に定める。

(費用負担)

第24条 特別な事情がある場合を除くほか、寄贈品又は寄託品の梱包及び運搬等に要する費用は、寄贈者又は寄託者の負担とする。

(受託品への責任)

第25条 受託品が紛失し、又は損傷した場合であっても、受託者の重大な過失による場合のほか、図書館はその責めを負わない。

(視聴覚ホール等の使用)

第26条 視聴覚ホール、創作活動室、おはなしのへや及び展示ホール（以下「視聴覚ホール等」という。）を使用しようとする者は、施設使用申込書（様式第4号）を、使用する日の3箇月前から1週間前までの間に館長に提出し、その許可を得なければならない。

2 視聴覚ホール等を利用できる時間は、原則として、図書館の開館時間内とする。

第27条 館長は、視聴覚ホール等の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用を許可しないことができる。

(1) 法及び条例に規定する図書館の目的を逸脱し使用しようとするとき

(2) 規則第4条各号に該当する者が使用しようとするとき

(対面朗読室の使用)

第28条 対面朗読室を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を得なければならない。

2 対面朗読室を使用することができるものは、次の者とする。

(1) 視覚に障害をもつ者

(2) 館長が認める者

3 対面朗読室を使用できる時間は、原則として、図書館の開館時間内とする。

(使用の取消)

第29条 館長は、視聴覚ホール等及び対面朗読室の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取消することができる。

- (1) 使用者がこの規則に違反したとき
- (2) 使用目的が承認のときと異なるとき
- (3) 災害その他やむをえない事由により使用できなくなったとき
- (4) 館長が図書館運営上特に必要と認めるとき

2 前項に伴う取消しにより損害が生じても、図書館はその責めを負わない。

(利用者の個人的な利用情報を守る義務)

第30条 図書館職員は、資料の提供活動等を通じて知り得た利用者の個人的な利用情報を、漏らしてはならない。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(篠山市立本郷図書館運営規則の廃止)
- 2 篠山市立本郷図書館運営規則(平成11年篠山市教育委員会規則第19号)は、廃止する。
(篠山市視覚障害者等広報活動に関する規則の廃止)
- 3 篠山市視覚障害者等広報活動に関する規則(平成11年教育委員会規則第22号)は、廃止する。

附 則(平成15年10月21日教委規則第7号)

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日教委規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月11日教委規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日教委規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月11日教委規則第8号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成29年2月9日教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

丹波篠山市多子世帯保育料軽減事業助成要綱の改正について

1. 改正理由

ひょうご保育料軽減事業実施要綱（県要綱）改正のため

2. 改正内容

幼児教育・保育の無償化をふまえ、令和元年10月から以下のとおり拡充する。

①第2子以降（現行対象世帯）の補助基準額を月額15,000円に引き上げ

②第1子（市民税所得割額57,700円未満世帯）に対する保育料軽減事業を創設

※ただし、国による軽減措置を受けない者

区分		H31.4～R1.9	R1.10～
所得制限 (市民税所得割額)		1号:169,000円未満 2・3号:155,500円未満	第1子:57,700円未満 第2子以降 1号:169,000円未満 2・3号:155,500円未満
補助基準額 (月額)	第1子	—	月額5,000円超の保育料に対し 3歳未満児 <u>10,000円</u> ※ただし、保育料の1/2と補助基準額の低い方を限度とする
	第2子	月額5,000円超の保育料に対し 3歳未満児 <u>6,000円</u> 3歳以上児 <u>4,500円</u> を限度	月額5,000円超の保育料に対し 3歳未満児 <u>15,000円</u> ※ただし、保育料の1/2と補助基準額の低い方を限度とする
	第3子以降	月額5,000円超の保育料に対し 3歳未満児 <u>7,000円</u> 3歳以上児 <u>5,500円</u> を限度	月額5,000円超の保育料に対し 3歳未満児 <u>15,000円</u> ※ただし、保育料の1/2と補助基準額の低い方を限度とする
対象施設		保育所、認定こども園	

<負担割合>

第3子以降：県10/10

第1子・第2子：県1/2、市1/2

ひょうご保育料軽減事業実施要綱（市町）

（目的）

第1条 この事業は、保育料の一部について市町を通じて補助することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減し、もって子育て環境の向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育をいう。
- (2) 満三歳未満保育認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第4条第2項柱書に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。
- (3) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (4) 保護者 対象子どもの保育料を納入する義務を負う者及びその者と同一の世帯に属する者をいう。
- (5) 第1子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。))のうち、年長の子どもから順に1人目の者をいう。
- (6) 第2子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。))のうち、年長の子どもから順に2人目の者をいう。
- (7) 対象子ども 教育・保育を利用する満三歳未満保育認定子ども。ただし、教育・保育給付認定保護者が施行令第4条第2項第8号に該当する場合の当該満三歳未満保育認定子ども、及び施行令の規定に基づき複数の子どもがいること又は要保護者等に該当することによる優遇措置を受けている子どもを除く。
- (8) 保育料 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号に掲げる施行令で定める額を限度として市町が定める額。
- (9) 市町村民税所得割額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の規定による所得割をいう。ただし、同法第328条の規定による退職所得等に係る所得割を除く。

（保育料の軽減）

第3条 市町は、当該市町内に住所を有する対象子どもに係る保育料の一部について、当該市町の規定に基づく減額又は保護者からの申請に基づく補助金交付のいずれかの方法により軽減を行うものとする。

なお、補助基本額は、別表1のとおりとする。

（所得制限）

第4条 保護者の所得が別表2に定める額以上となる場合には、保育料の軽減の対象としないものとする。

（県の助成）

第5条 県は、市町が第3条に規定する保育料の軽減を実施した場合、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(「平成27年度 ひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱(子どものための教育・保育給付を受ける施設、事業)」の廃止)

第2条 「ひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱(子どものための教育・保育給付を受ける施設、事業)(以下「27年度実施要綱」という。)」は、廃止する。

(27年度実施要綱の廃止に関する経過措置)

第3条 本則第2条第7号の規定にかかわらず、施行令及び幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている第3子以降の子ども(平成27年度から継続して教育・保育及び私立幼稚園を利用しており、27年度実施要綱及びひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱(子どものための教育・保育給付を受けない幼稚園)の対象子どもに該当する子どもに限る。)に係る保育料軽減事業の実施については、平成28年度中に限り、次に定めるところによる。

(2) 本条において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

ア 第3子 満18歳未満の子ども(ただし、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間を含む。)のうち、年長の子どもから順に3人目の者をいう。

イ 対象子ども 教育・保育を利用する支給認定子ども又は私立幼稚園に就園する子どものうち、第3子以降の者をいう。ただし、平成27年度にこの事業の第3子以降の対象子どもであって、施行令及び幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている子どもとする。

(3) 市町は、当該市町内に住所を有する対象子どもに係る保育料の一部について、当該市町の規定に基づく減額又は保護者からの申請に基づく補助金交付のいずれかの方法により軽減を行うものとする。

なお、補助基本額は、別表1のとおりとする。

(4) 保護者の所得が別表3に定める額を超える場合には、保育料の軽減の対象としないものとする。

(5) 県は、市町が第3項に規定する保育料の軽減を実施した場合、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(6) 本条に定めるもののほか、27年度実施要綱の廃止に関する経過措置の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年9月1日から施行する

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	補助基本額
第 1 子	対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額 (100 円未満の端数切り捨て) ただし、保育料の 1/2 と補助基準額 10,000 円の低い方を上限とする。
第 2 子以降	対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額 (100 円未満の端数切り捨て) ただし、保育料の 1/2 と補助基準額 15,000 円の低い方を上限とする。

別表 2 (第 4 条関係)

区分	軽減の対象としない保護者の所得
ア 第 1 子の対象子ども	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度 (教育・保育を利用した月が 4 月から 8 月までの間である場合にあつては、その前年度) について課された市町村民税所得割額 (※) を合算した額 57,700 円
イ 第 2 子以降の対象子ども ただし、ウに該当する子どもを除く。	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度 (教育・保育を利用した月が 4 月から 8 月までの間である場合にあつては、その前年度) について課された市町村民税所得割額 (※) を合算した額 155,500 円
ウ 規則第 22 条に掲げる第 2 子以降の対象子ども	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度 (教育・保育を利用した月が 4 月から 8 月までの間である場合にあつては、その前年度) について課された市町村民税所得割額 (※) を合算した額 169,000 円

※ 市町村民税所得割の算出方法は施行令第 4 条第 2 項第 2 号及び子ども・子育て支援法施行規則第 21 条、第 21 条の 2 に基づくものとする。

制度改正・拡充事業の新旧対照表

現行	改正
<p style="text-align: center;">ひょうご保育料軽減事業実施要綱（市町）</p> <p>（目的） 第1条 この事業は、<u>第2子以降の</u>保育料の一部について市町を通じて補助することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減し、もって子育て環境の向上に資することを目的とする。</p> <p>（用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育・保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条に規定する特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育をいう。</p> <p>(2) <u>支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。</u></p> <p>(3) <u>私立幼稚園 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、県及び市町以外の者が設置する幼稚園（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設に該当するものを除く。）をいう。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>第2子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。）のうち、年長の子どもから順に2人目の者をいう。</u></p> <p>(6) <u>第3子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。）のうち、年長の子どもから順に3人目の者をいう。</u></p> <p>(7) 対象子ども <u>教育・保育を利用する支給認定子ども又は私立幼稚園に就園する子どものうち、第2子以降の者をいう。ただし、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）及び幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）の規定に基づき複数の子どものいることによる優遇措置を受けている子どもは除く。</u></p> <p>(8) 保育料 <u>次のア又はイに掲げる額をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">ひょうご保育料軽減事業実施要綱（市町）</p> <p>（目的） 第1条 この事業は、保育料の一部について市町を通じて補助することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減し、もって子育て環境の向上に資することを目的とする。</p> <p>（用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育・保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育をいう。</p> <p>(2) <u>満三歳未満保育認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第4条第2項柱書に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(3) <u>教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>第1子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。）のうち、年長の子どもから順に1人目の者をいう。</u></p> <p>(6) <u>第2子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。）のうち、年長の子どもから順に2人目の者をいう。</u></p> <p>(7) 対象子ども <u>教育・保育を利用する満三歳未満保育認定子ども。ただし、教育・保育給付認定保護者が施行令第4条第2項第8号に該当する場合の当該満三歳未満保育認定子ども、及び施行令の規定に基づき複数の子どものいること又は要保護者等に該当することによる優遇措置を受けている子どもを除く。</u></p> <p>(8) 保育料 <u>法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第</u></p>

現行	改正												
<p><u>ア 教育・保育を利用する支給認定子どもにあっては、法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号又は第 30 条第 2 項各号に掲げる施行令で定める額を限度として市町が定める額。</u></p> <p><u>イ 私立幼稚園に就園する子どもにあっては、当該私立幼稚園の学則（園則）に定められた入学料、授業料。ただし、幼稚園就園奨励費補助金を控除した額。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>第 3 条～第 6 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>2 号又は第 30 条第 2 項各号に掲げる施行令で定める額を限度として市町が定める額。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>第 3 条～第 6 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (施行期日)</u></p> <p><u>第 1 条 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。</u></p>												
<p>別表 1（第 3 条関係）</p>	<p>別表 1（第 3 条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="138 892 376 930">区分</th> <th data-bbox="376 892 1115 930">補助基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="138 930 376 1134">第 2 子</td> <td data-bbox="376 930 1115 1134"> <p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</u></p> <p><u>(1) 満 3 歳未満の子ども 6,000 円</u></p> <p><u>(2) 満 3 歳以上の子ども 4,500 円</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="138 1134 376 1331">第 3 子以降</td> <td data-bbox="376 1134 1115 1331"> <p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</u></p> <p><u>(1) 満 3 歳未満の子ども 7,000 円</u></p> <p><u>(2) 満 3 歳以上の子ども 5,500 円</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助基本額	第 2 子	<p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</u></p> <p><u>(1) 満 3 歳未満の子ども 6,000 円</u></p> <p><u>(2) 満 3 歳以上の子ども 4,500 円</u></p>	第 3 子以降	<p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</u></p> <p><u>(1) 満 3 歳未満の子ども 7,000 円</u></p> <p><u>(2) 満 3 歳以上の子ども 5,500 円</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 892 1397 930">区分</th> <th data-bbox="1397 892 2123 930">補助基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 930 1397 1090">第 1 子</td> <td data-bbox="1397 930 2123 1090"> <p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）</u></p> <p><u>ただし、保育料の 1/2 と補助基準額 10,000 円の低い方を上限とする。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1090 1397 1265">第 2 子以降</td> <td data-bbox="1397 1090 2123 1265"> <p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）</u></p> <p><u>ただし、保育料の 1/2 と補助基準額 15,000 円の低い方を上限とする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助基本額	第 1 子	<p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）</u></p> <p><u>ただし、保育料の 1/2 と補助基準額 10,000 円の低い方を上限とする。</u></p>	第 2 子以降	<p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）</u></p> <p><u>ただし、保育料の 1/2 と補助基準額 15,000 円の低い方を上限とする。</u></p>
区分	補助基本額												
第 2 子	<p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</u></p> <p><u>(1) 満 3 歳未満の子ども 6,000 円</u></p> <p><u>(2) 満 3 歳以上の子ども 4,500 円</u></p>												
第 3 子以降	<p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</u></p> <p><u>(1) 満 3 歳未満の子ども 7,000 円</u></p> <p><u>(2) 満 3 歳以上の子ども 5,500 円</u></p>												
区分	補助基本額												
第 1 子	<p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）</u></p> <p><u>ただし、保育料の 1/2 と補助基準額 10,000 円の低い方を上限とする。</u></p>												
第 2 子以降	<p><u>対象子ども 1 人につき、保育料の月額 5,000 円を超える額（100 円未満の端数切り捨て）</u></p> <p><u>ただし、保育料の 1/2 と補助基準額 15,000 円の低い方を上限とする。</u></p>												
<p><u>※ 法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの上記年齢区分における年齢は、教育・保育の提供を受けた年度の初日の前日における年齢を適用するものとし、その子どもが当該年度の途中で 3 歳に達した場</u></p>													

現行	改正																
<p data-bbox="165 201 981 233"><u>合においても、その年度中に限り3歳未満と見なすものとする。</u></p> <p data-bbox="136 280 405 312">別表2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 316 1111 967"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 316 528 355">区分</th> <th data-bbox="528 316 1111 355">軽減の対象としない保護者の所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 355 528 584"> <u>ア 法19条第1号及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）第22条に掲げる対象子ども</u> </td> <td data-bbox="528 355 1111 584"> <u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※1）を合算した額 169,000円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 584 528 791"> <u>イ 法19条第2・3号に掲げる対象子ども ただし、上記アに該当する子どもを除く</u> </td> <td data-bbox="528 584 1111 791"> <u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※1）を合算した額 155,500円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 791 528 967"> <u>ウ 私立幼稚園に就園する対象子ども</u> </td> <td data-bbox="528 791 1111 967"> <u>対象子どもが当該私立幼稚園に就園した月の属する年度について課された市町村民税所得割額（※2）を合算した額 169,000円</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="165 970 1120 1038">※1 ア、イについて市町村民税所得割の算出方法は施行令第4条第1項第2号及び子ども・子育て支援法施行規則第20条に基づくものとする。</p> <p data-bbox="165 1046 1097 1117">※2 ウについて市町村民税所得割の算出方法は幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）に基づくものとする。</p>	区分	軽減の対象としない保護者の所得	<u>ア 法19条第1号及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）第22条に掲げる対象子ども</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※1）を合算した額 169,000円</u>	<u>イ 法19条第2・3号に掲げる対象子ども ただし、上記アに該当する子どもを除く</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※1）を合算した額 155,500円</u>	<u>ウ 私立幼稚園に就園する対象子ども</u>	<u>対象子どもが当該私立幼稚園に就園した月の属する年度について課された市町村民税所得割額（※2）を合算した額 169,000円</u>	<p data-bbox="1592 140 1659 172">改正</p> <p data-bbox="1137 280 1406 312">別表2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1149 316 2112 1086"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 316 1541 355">区分</th> <th data-bbox="1541 316 2112 355">軽減の対象としない保護者の所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 355 1541 600"> <u>ア 第1子の対象子ども</u> </td> <td data-bbox="1541 355 2112 600"> <u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 57,700円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 600 1541 844"> <u>イ 第2子以降の対象子ども ただし、ウに該当する子どもを除く</u> </td> <td data-bbox="1541 600 2112 844"> <u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 155,500円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 844 1541 1086"> <u>エ 規則第22条に掲げる第2子以降の対象子ども</u> </td> <td data-bbox="1541 844 2112 1086"> <u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 169,000円</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1137 1094 2123 1163">※ 市町村民税所得割の算出方法は施行令第4条第2項第2号及び子ども・子育て支援法施行規則第21条、第21条の2に基づくものとする。</p>	区分	軽減の対象としない保護者の所得	<u>ア 第1子の対象子ども</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 57,700円</u>	<u>イ 第2子以降の対象子ども ただし、ウに該当する子どもを除く</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 155,500円</u>	<u>エ 規則第22条に掲げる第2子以降の対象子ども</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 169,000円</u>
区分	軽減の対象としない保護者の所得																
<u>ア 法19条第1号及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）第22条に掲げる対象子ども</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※1）を合算した額 169,000円</u>																
<u>イ 法19条第2・3号に掲げる対象子ども ただし、上記アに該当する子どもを除く</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※1）を合算した額 155,500円</u>																
<u>ウ 私立幼稚園に就園する対象子ども</u>	<u>対象子どもが当該私立幼稚園に就園した月の属する年度について課された市町村民税所得割額（※2）を合算した額 169,000円</u>																
区分	軽減の対象としない保護者の所得																
<u>ア 第1子の対象子ども</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 57,700円</u>																
<u>イ 第2子以降の対象子ども ただし、ウに該当する子どもを除く</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 155,500円</u>																
<u>エ 規則第22条に掲げる第2子以降の対象子ども</u>	<u>対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 169,000円</u>																

○丹波篠山市多子世帯保育料軽減事業助成要綱

平成22年3月26日

教委要綱第10号

改正 平成24年6月11日教委要綱第5号

平成28年3月11日教委要綱第2号

平成28年12月13日教委要綱第11号

平成29年8月17日教委要綱第12号

平成30年12月19日教委要綱第4号

平成30年12月19日教委要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、ひょうご保育料軽減事業実施要綱に基づき、第2子以降が利用する場合の保育料の一部を助成することにより、子育てにかかる経済的負担感の軽減を図り、子どもを生みやすい環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「対象子ども」とは、次の各項目をすべて満たす者とする。

ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第19条に掲げる特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下「教育・保育」という。）を利用している法第20条第4項に規定する支給認定子どもであること。

イ 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。））のうち、年長の子どもから順に第2子以降に該当すること。ただし子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）の規定に基づき複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている子どもは除く。

ウ 当該子どもの支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての教育・保育のあった月の属する年度（教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税の同法第292号第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を合算した額が155,500円未満であること。ただし、この所得割を計算するに当たっては、施行令第4条第1項第2号並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条及び第22条の2の規定に基づくものとする。

(2) 「保護者」とは、対象子どもの保育料を納入する義務を負っている者をいう。

(3) 「保育料」とは、市長が丹波篠山市特定教育・保育に関する保育料を定める規則により、対象子どもの保護者から徴収する保育料をいう。

(助成)

第3条 教育委員会は、保護者の申請に基づき、保育料の一部を助成する。

(助成対象)

第4条 助成対象となる保育料は、当該年度に保護者が納付すべき対象子どもの保育料とする。

(助成額)

第5条 助成額は、市長が徴収する月額保育料から5,000円を控除した額とし、別表第1に定める年齢区分に応じた額を上限とする。

(助成額の算出方法)

第6条 助成額の算出方法は、別表第2のとおりとする。

(助成の申請)

第7条 第3条の規定により、保育料の助成を受けようとする保護者は、丹波篠山市保育料軽減事業助成申請書(別記様式)を教育委員会に提出するものとする。

(補助資料の添付)

第8条 教育委員会は、前条の申請書に世帯と同居でない子どもを証する必要があるときは、保護者による申立書を添付させるものとする。

(申請の受付期間)

第9条 第7条に規定する申請の受付期間は、当該保育料の助成を受けようとする年度の4月1日から2月末日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前に、篠山市多子世帯保育料軽減事業助成要綱(平成20年篠山市要綱第61号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年6月11日教委要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の篠山市多子世帯保育料軽減事業

助成要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月11日教委要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の篠山市多子世帯保育料軽減事業助成要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月13日教委要綱第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の篠山市多子世帯保育料軽減事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年8月17日教委要綱第12号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の篠山市多子世帯保育料軽減事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月19日教委要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の篠山市多子世帯保育料軽減事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月19日教委要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の篠山市多子世帯保育料軽減事業実施要綱の規定は、平成30年9月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

区分	対象子どもの年齢	助成額
第2子	3歳未満児	月6,000円を上限とする。
	3歳以上児	月4,500円を上限とする。
第3子以降	3歳未満児	月7,000円を上限とする。
	3歳以上児	月5,500円を上限とする。

※ 対象子どもの年齢は、保育所入所の日属する月の初日における年齢を適用するものとし、その子どもが年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなすものとする。

別表第2（第6条関係）

助成額の算出方法

(1) 対象子どもの保育料（円/月）＝市が定めた該当階層区分の徴収金基準額…A

(2) 助成額（月額）の算出方法

第2子

3歳未満児の場合 助成額（円/月）…B1 = A - 5,000円 ≤ 6,000円

3歳以上児の場合 助成額（円/月）…B2 = A - 5,000円 ≤ 4,500円

第3子以降

3歳未満児の場合 助成額（円／月）… $B1 = A - 5,000円 \leq 7,000円$

3歳以上児の場合 助成額（円／月）… $B2 = A - 5,000円 \leq 5,500円$

(3) 当該年度の助成額の算出方法

3歳未満児の場合

当該年度の助成額… $B1 \times$ 保護者等が当該年度で保育料を納付すべき月数

3歳以上児の場合

当該年度の助成額… $B2 \times$ 保護者等が当該年度で保育料を納付すべき月数

「令和2年度丹波篠山の教育」策定にかかる今後のスケジュール

○12月24日(火) 12月定例教育委員会に協議事項として素案を上程

※ご意見等については、12月27日(金)までに教育総務課へご連絡ください。

○1月17日(金) 1月定例教育委員会に協議事項として案を上程

○2月6日(木) 2月定例教育委員会に議案として上程(議決後教委内で公表)

○2月19日(水) 弥生会議(第2日)教育方針として説明

○3月12日(木) 3月定例教育委員会に協議事項として、「丹波篠山の教育(概要版)」掲載事業を選定

○4月21日(火) 広報「丹波篠山の教育」1ページ掲載予定

○4月21日(火) 「丹波篠山の教育(概要版)」を全戸配布